令和８年度　人権教育の全体計画

・日本国憲法
・教育基本法
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・学習指導要領
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会教育目標
・江戸川区教育委員会教育目標
等

教 育 目 標

・自ら進んで学ぶ生徒になろう

・あたたかい豊かな心の生徒になろう

・健康でたくましい生徒になろう

生徒・地域の実態

〈生徒の実態〉
・明るく素直な生徒が多い。
・覚えることは得意だが、自分から調べ、判断し、表現する力が弱い生徒がいる。
・学ぶ習慣が身についていない生徒がいる。
〈地域の実態〉
・地域の方々は、学校の教育方針、指導に協力的である。

人権教育の目標

・人権の意義、内容を理解させる。
・人権を擁護しようとする意識や意欲を高める。
・人権問題に積極的に取り組む態度を育てる。

各教科の指導の重点

・すべての教科・科目の目標や内容に応じて、人権教育の目標との関連を明確にして指導する。
・指導方法の工夫や教科相互の関連等に配慮して、人権教育に基づく年間指導計画を作成し、指導する。

総合的な学習の時間の指導の重点

・「共生・協生」を全体のテーマとし、課題発見・設定、課題解決、発表に至るまで、他と協力しともに学ぶ態度を養う。
・障害がある人や高齢者の方々とふれあうことを通して偏見や差別感をなくす意識を高める。
・ＬＧＢＴＱについて理解を深め、ともに生きるという意識を高める。

目指す生徒像

「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる生徒」
１年：互いの立場を理解し、相手の立場になって考えることができる。
２年：互いの立場を尊重し、行動することができる。
３年：自他ともに大切にし、豊かな人間関係を築くことができる。

道徳の指導の重点

・人権教育の視点に基づく年間指導計画を作成し、教師と生徒がともに考え、語り合い、人間としてのより良い生き方を求めていく。

生活指導の重点

・教育活動全体を通して、基本的な生活習慣を身に付けさせる。
・教育相談体制を充実し、不登校やいじめの問題等の早期発見、早期解決にあたる。
・保護者、地域、関係諸機関との連携のもとに、生徒の社会規範意識を高める。

全教育活動における指導のねらい

・人権教育を組織的・計画的に推進し、人権尊重の精神を培い、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付けさせ、社会に貢献しようとする精神を育む。
・基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る学習指導
・多様な体験活動の充実
・自己実現を図る進路指導の徹底

特別活動の指導の重点

・様々な社会体験や自然体験など、望ましい集団生活を通して、助け合いや思いやりの心、豊かな心を育て、人権を尊重しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

進路指導の重点

・生徒一人一人に自らの生き方を考えさせ、将来を見通した適切な進路選択の能力を養う。
・福祉体験、職場訪問、職場体験を通して、望ましい勤労観、職業観、社会性、自立性を育成する。

教職員の研修

・校内研修の実施に当たり、「人権教育プログラム」等を活用し、人権問題についての共通理解と認識を深め研究と実践に努める。
・人権教育推進担当を中心に研修計画を作成し、計画的に進める。

学年・学級

・学校生活で生じる様々な課題について生徒が正しい認識を持ち、人権尊重の精神に基づいて解決を図ろうとする実践的な能力や態度を育てる。

保護者、地域との連携

・開かれた学校づくりを進め家庭との信頼関係を築くとともに、地域社会・関係諸機関と連携を深め、生徒の人権を擁護し、偏見や差別を解消するための協力体制を確立する。